

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年12月15日（木曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時 3分 散会

## 付託事件

議案第103号，議案第104号，議案第108号，議案第109号，議案第113号，議案第115号，議案第122号，議案第123号，議案第124号，議案第125号中第1表中歳出中第3款及び第10款並びに第2表継続費補正並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分，議案第127号中別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分，議案第128号，議案第131号，議案第132号，平成28年請願第3号，平成28年請願第5号，平成28年陳情第1号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第103号 水戸市子ども発達支援センター条例
- ② 議案第104号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第108号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第109号 指定管理者の指定について（子育て支援・多世代交流センター）
- ⑤ 議案第113号 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事請負契約の締結について
- ⑥ 議案第115号 （仮称）子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更について
- ⑦ 議案第122号 財産の取得について（学校給食用容器（その1））
- ⑧ 議案第123号 財産の取得について（学校給食用容器（その2））
- ⑨ 議案第124号 財産の取得について（学校給食用容器（その3））
- ⑩ 議案第125号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分
- ⑪ 議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分，第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分
- ⑫ 議案第128号 平成28年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）
- ⑬ 議案第131号 平成28年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）
- ⑭ 議案第132号 平成28年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

(2) 請願・陳情審査

- ① 平成28年請願第3号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の提出を求める請願
- ② 平成28年請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願
- ③ 平成28年陳情第1号 朝鮮学校公費助成金交付凍結解除を求める陳情

2 出席委員（6名）

委員長	田口米蔵君	副委員長	堀江恵子君
委員	田中真己君	委員	木本信太郎君
委員	高倉富士男君	委員	袴塚孝雄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	根本一夫君	保健福祉部 参事	長須賀良明君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
保健福祉部 参事兼保健 センター所長	大曾根明子君	福祉総務課長	小山忠君
生活福祉課長	斉藤博之君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	谷津好行君	介護保険課長	荻沼学君
保健所準備 課長	小林秀一郎君		
消防長	清水修君	消防次長	大津孝司君
消防本部技監	綿引信明君	消防本部 参事兼 消防総務課長	小泉直紀君
消防本部 参事兼 消防救助課長	大越唯行君	北消防署長	鈴木豊君
南消防署長	石川隆君	火災予防課長	大内康弘君
救急課長	石田宏一君		
教育長	本多清峰君	教育部長	七字裕二君
教育委員会 事務局教育部 参事	今川宗男君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木秀樹君

教育委員会 事務局教育部 参事兼 中央図書館長	五	上	義	隆	君	総合教育研究 所 長	小	野	司	寿	男	君
教育企画課長	三	宅		修	君	幼児教育課長	鈴	木		功		君
学校施設課長	埴		敏	之	君	生涯学習課長	大	澤	秀	樹		君
歴史文化財 課 長	白	石	嘉	亮	君	総合教育 研究所副所長	小	川	佐	栄	子	君
内原中央公民 館 長	龍	田		理	君							
6 事務局職員出席者												
総務課 庶務係 長	網	島	卓	也	君	書記	嘉	成	将	大		君

午前10時 1分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び請願陳情文書表のとおり、議案第103号ほか13件、それに請願陳情3件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に請願陳情の審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第103号ほか13件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、11月24日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第103号 水戸市子ども発達支援センター条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、市議会議案第103号 水戸市子ども発達支援センター条例について御説明いたします。

平成28年第4回水戸市議会定例会議案書①の3ページをお開き願います。あわせてお手元に配付しております障害福祉課提出の参考資料をごらんください。

まず、1の条例の制定理由でございますが、本市では、現在、心身に発達のおくれがあると疑われる児童に対して、通所による療育を行うため療育センターを設置しております。しかし、療育指導の充実の必要性、現施設の老朽化、利用者の利便性の向上などに対応し、軽度の発達のおくれを含む心身の障害を有する18歳までの子どもに一貫した支援等を行うため、移転新築による施設整備を進めております。

このことから、水戸市療育センター条例の全部を改正し、子ども発達支援センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものでございます。

2の制定内容でございますが、議案書①をごらん願います。

第1条で趣旨を、第2条で設置に関する規定を、第3条で事業に関する規定を定めております。通所療育指導に関する規定を第4条から第6条で定めております。

ページを返していただきまして、議案書①4ページをごらん願います

第7条は、委任について定めております。

最後に、条例の付則でございますが、施行期日は平成29年4月1日から施行するものでございます。ただし、準備期間といたしまして、通所療育指導に係る許可その他必要な行為につきましては、公布の日から施行することとしております。

参考資料の2ページには、参照条文を記載しておりますので、後ほど御参照願います。

説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

**○田口委員長** 次に、議案第104号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

**○川津保健福祉部参事兼国保年金課長** 議案書①5ページをお開き願います。

市議会議案第104号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、地方税法が改正されたことに伴いまして、水戸市医療福祉費支給に関する条例における医療福祉費の支給制限の規定を改正するものでございます。

2の主な改正内容につきましては、医療福祉費の支給制限に係る所得の額の算定における株式等に係る課税譲渡所得等の金額を未公開株式や一般公社債などの一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額と上場株式や特定公社債などの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に区分する改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、平成29年7月1日とするものでございます。

ページを返していただきまして2ページ、3ページに条例の新旧対照表を、4ページに参照条文を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

**○田口委員長** 次に、議案第108号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

**○川津保健福祉部参事兼国保年金課長** 議案書①15ページをお開き願います。

市議会議案第108号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明をいたします。

1の改正の理由は、地方税法及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が改正されたことに伴いまして、国民健康保険税に係る所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額金額に関する特例等の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容といたしましては、1点目が上場株式等に係る課税の特例の対象となる配当所得に利子所得を加え、配当所得等とするものでございます。2点目といたしまして、株式等に係る譲渡所得等を未公開株式や一般公社債などの一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式や特定公社債などの上場株式等に係る譲渡所得等に区分するものでございます。3点目は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定により、所得税が非課税等とされた利子等及び配当等に係る所得金額について、

国民健康保険税においては課税の対象とする特例の規定を整備するものでございます。4点目が、地方税法と重複する課税標準の計算に関する規定等を削除するものです。

施行期日につきましては、平成29年1月1日とするものでございます。

また、2ページから7ページに新旧対照表を、8ページから11ページに参照条文を添付してございますので、参照願います。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** 次に、議案第109号 指定管理者の指定について（子育て支援・多世代交流センター）について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○**柴崎福祉事務所参事兼子ども課長** それでは、議案書①の17ページをお開き願います。

市議会議案第109号 指定管理者の指定につきまして、お手元の子ども課提出資料により御説明申し上げます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして提案するものでございます。

初めに、1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸市大町子育て支援・多世代交流センター及び水戸市本町子育て支援・多世代交流センターの2施設でございます。

2の指定管理者となる団体につきましては、公益社団法人水戸市シルバー人材センター、所在地は水戸市内原町1395番地の1、代表者は理事長、加倉井健一でございます。

3の指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、前回の委員会において求められました内容につきまして、資料により御説明させていただきます。裏面、2ページをごらんいただきます。

まず、今後の指定期間5年間における事業提案の内容という御質問につきましては、主なサービスの維持・向上策等としてまとめてございます。

団体から提案のあった内容のうち、主なものを記載しております。

まず、1つ目で子育てボランティアの養成及び活用につきましては、具体的には子育てボランティアの養成講座の充実や、ボランティアを活用した託児サービスつき講座の充実、また高校生や大学生などの若い世代にボランティアとして、さらに活躍いただくことなどの提案。

2番目の地域子育て支援事業のネットワークの強化につきましては、「わんぱく・みと」、「はみんぐぱく・みと」を核とした保育所等の子育て支援拠点などと連携した子育て支援機能の強化の提案。

3つ目は、多世代の参加による交流の促進としまして、子育て世代を中心とした学生や高齢者との意見交換や交流の機会を充実する提案。

4つ目といたしまして、管理の安定性等につきましては、事故対応マニュアルを活用した施設の安全な管理運営などを提案されてございます。

これまでの実績を踏まえ、利用者から評価の高かったものは引き続き実施するとともに、事業内容を精査し、必要に応じ見直しを図りながら、充実を図るという提案内容となっております。

次に、2の経費縮減額につきましては、5年間の経費の上限額、こちらは前回の委員会にて御説明申し上げました前回の公募時の上位2団体の提案額の平均に消費者物価指数の変動率等を乗じた額といたしまして、税抜き4億1,280万円を設定したところでございますが、これに対しまして指定管理者となる団体の指定管理料は、税抜きで3億4,697万7,000円でございます、6,582万3,000円の経費の節減という算定になってございます。

また、その下段に参考といたしまして、候補者選定の経緯等を記載しておりますが、選定方法は公募により行い、応募団体は、公益社団法人水戸市シルバー人材センターと明日香・常総ビル整美共同事業体の2団体でございました。

審査の内容につきましては、選定に当たりましては、水戸市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づきまして、住民の平等利用の確保、施設の効用を最大限に発揮、管理に係る経費の縮減、管理を安定して行う能力、法人等の事務所の所在地、その他市長等が必要と認める要件といたしまして、市民雇用率、障害者雇用、雇用者の最低賃金等につきまして、指定管理者候補者選定委員会において、申請書類やヒアリング内容を総合的に勘案して選定したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○田口委員長** 次に、議案第113号 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事請負契約の締結について、執行部から説明願います。

埴学校施設課長。

**○埴学校施設課長** それでは、議案書①の41ページをお開き願います。

市議会議案第113号 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事請負契約の締結について御説明いたします。

1、工事名、水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事。契約金額10億6,704万円。契約の相手方、鈴木良・田村・菅原特定建設工事共同企業体。代表者は水戸市緑町1丁目1番4号、株式会社鈴木良工務店、代表取締役、鈴木勝彦。構成員は、代表者のほか水戸市備前町6番43号、株式会社田村工務店、代表取締役、松寄武夫及び水戸市白梅1丁目2番33号、菅原建設株式会社、代表取締役、下田徳行でございます。

次に、別紙で配付させていただきました議案第113号参考資料をごらんいただきたいと思います。

資料1ページの3、工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積2,650.1平方メートル、延べ面積5,142.2平方メートルでございます。

添付資料につきましては、ページを返していただきまして、2ページは改築前配置図でございます。3ページは工事配置図でございます。本工事を行う屋内運動場、武道場を中央に、西側に中学校校舎が本年6月に完成しており、東側に小学校校舎を計画しております。

ページを返していただき、4ページは1階平面図でございます。南側に武道場、中央部分に駐輪場、北側に小学校用給食室を設けております。

続きまして、5ページでございます。

2階平面図でございますが、アリーナは小学校、中学校の校舎の3階部分と接続しております。またア

リーナ面積は小学校、中学校の必要面積が確保され、授業等におきましてはネット等により分割して利用できるよう配慮しております。

ページを返していただき、6ページに南・西立面図、続きまして、7ページに北・東立面図でございます。

ページを返していただき、8ページに一般競争入札調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

工事に際しましては、児童、生徒の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○田口委員長** 次に、議案第115号（仮称）子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

**○平澤障害福祉課長** それでは、市議会議案第115号（仮称）子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更につきまして御説明をいたします。

議案書①の45ページをお開き願います。あわせて、お手元の障害福祉課提出資料をごらんいただきます。

資料に基づきまして、（仮称）子ども発達支援センターの建設工事につきましては、本年2月の水戸市議会臨時会におきまして議決をいただき、工事請負契約を締結しております。その概要につきましては、資料の1の工事名から6の契約の相手方に記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、7の変更理由でございますが、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、平成28年2月に適用されました公共工事設計労務単価の特例措置に基づき、契約金額を変更するものでございます。

8の変更契約金額でございますが、当初の契約金額2億3,533万2,000円を89万6,400円増額し、2億3,622万8,400円に改めるものでございます。

次に、平成28年2月公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について御説明をいたします。

資料のページを返していただきまして、2ページの参考資料1をごらんください。

1の特例措置の概要でございますが、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、平成28年2月1日以降に契約を締結し、旧労務単価を適用して算出した工事について設計変更を行い、新労務単価とするものでございます。

2の経緯でございますが、特例措置の適用について国から平成28年1月20日に通知がございまして、それに基づき、茨城県より平成28年1月28日に通知がございました。それに準じまして、本市におきましても平成28年2月22日に適用することとしたものでございます。

3の適用対象工事でございますが、平成28年2月1日以降に契約を行う工事及び委託のうち、平成27年度労務単価を適用して予定価格を算出しているものが対象となります。

4の請負代金額の変更方式でございますが、変更後の請負代金額につきましては、次の方式により算出いたします。新労務単価により積算された予定価格、これをP新という記号であらわしておりますが、これに当初契約の落札率、これをkという記号であらわしております。これを掛け合わせて算出いたします。

当初の金額と変更後の金額につきましては、下段の表にまとめておりますので、お目通しを願います。



3ページにつきましては、建設工事変更設計総括表になりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。  
4ページ以降は、施設の配置図、案内図となりますので、こちらも後ほどお目通しをお願いいたします。  
説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**田口委員長** 次に、議案第122号 財産の取得について（学校給食用容器（その1））についてでございますが、議案第123号 財産の取得について（学校給食用容器（その2））及び議案第124号 財産の取得について（学校給食用容器（その3））につきましても、関連がございますので、これらの議案を一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、鈴木参事兼学校教育課長。

○**鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長** それでは、議案書①の59ページをお開き願います。  
市議会議案第122号 財産の取得についてにつきましては、学校教育課提出の議案第122号から第124号参考資料により御説明いたします。

資料1ページをごらん願います。

新たな学校給食共同調理場につきましては、平成27年度、28年度の2カ年継続事業により改築事業に着手しており、平成29年4月から稼働予定となっております。稼働後は全15中学校及び施設改修等で調理ができない小学校に給食を提供することとなるため、学校給食用容器として給食配送及び食器洗浄に必要な容器を取得するものでございます。

なお、このたびの財産の取得につきましては、3件に分割して発注しておりますので、議案第122号、第123号及び第124号の3件の議案となっておりますのでございます。

取得する財産につきましては、1の学校給食用容器（その1）についての(1)動産の表示のとおり、ア、ステンレス製温食用保温食缶300個からウ、ステンレス製冷食用保温食缶600個までの3件でございます。(2)の納入場所につきましては、水戸市立学校給食共同調理場でございます。(3)の取得価格につきましては、1,898万6,400円でございます。(4)の契約の相手方は、水戸市双葉台4丁目569番地の3、三英物産株式会社、代表取締役、石塚章でございます。

ページを返していただきまして、2ページをごらん願います。

4の添付資料でございますが、3ページに仕様書を、6ページに入札調書をそれぞれ添付してございます。御参照願います。

次に、議案書①61ページをお開きください。

市議会議案第123号 財産の取得についてにつきましては、参考資料により御説明いたします。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。

取得する財産につきましては、2の学校給食用容器（その2）についての(1)動産の表示のとおり、ア、ステンレス製スプーン・フォーク用かご600個からク、ステンレス製汁食缶300個までの8件でございます。(2)の納入場所につきましては、水戸市立学校給食共同調理場でございます。(3)の取得価格につきましては、2,808万円でございます。(4)の契約の相手方は、水戸市東野町502番地の1、サイワイ商事

株式会社、代表取締役、林孝和でございます。

ページを返していただきまして、2ページをごらん願います。

4の添付資料でございますが、4ページに仕様書を、7ページに入札調書をそれぞれ添付してございますので、御参照願います。

次に、議案書①の63ページをお開き願います。

市議会議案第124号 財産の取得についてにつきまして、参考資料により御説明いたします。

資料の2ページをごらん願います。

取得する財産につきましては、3の学校給食用容器（その3）についての(1)動産の表示のとおり、アのステンレス製汁わん深皿用かご300個からオのステンレス製箸用かご300個まで5件でございます。(2)の納入場所につきましては、水戸市立学校給食共同調理場でございます。(3)の取得価格につきましては、3,024万円でございます。(4)の契約の相手方は、水戸市双葉台5丁目773番地7, 有限会社協立調理機、代表取締役、小島茂夫でございます。

4の添付資料でございますが、5ページに仕様書を、8ページに入札調書を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** 次に、議案第125号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明願います。

初めに、第3款民生費、1項社会福祉費について説明願います。

小山福祉総務課長

○**小山福祉総務課長** それでは、議案書①の65ページをお開き願います。

議案第125号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。内容につきましては、議案書②平成28年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、議案書②の6, 7ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和し、経済対策の一環として低所得者に対して1人につき1万5,000円の臨時福祉給付金を支給するため増額補正を行うもので、国から事業費全額が補助金として交付されるものでございます。

以上でございます。

○**田口委員長** 次に、2項児童福祉費について、鈴木幼児教育課長。

○**鈴木幼児教育課長** それでは、議案書②平成28年度補正予算に関する説明書の同じく6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、民間保育施設整備事業費において、国の子ども・子育て支援整備交付金を活用し、社会福祉法人や学校法人が設置する幼児保育事業の施設整備を図るための補助金3,399万円を増額補正するものでございます。

○田口委員長 次に、3項生活保護費について、斉藤生活福祉課長。

○斉藤生活福祉課長 続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

第3款民生費、3項生活保護費、2目生活保護扶助費につきましては、生活保護受給世帯が見込みよりも増加しているため増額補正するものでございます。

以上です。

○田口委員長 次に、第10款教育費、1項教育総務費について、鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 同じく議案書②の8ページ、9ページでございます。

第10款教育費、1項教育総務費、5目交通遺児就学奨励資金管理費につきましては、交通遺児就学奨励基金に対して15万円の寄附がございましたので、基金への積立金として増額補正するものでございます。

あわせて、学校教育課提出の議案第125号参考資料をごらんいただきたいと思っております。寄附につきましては、水戸ブロック明るい社会づくりの会会長、鯨岡武様から5万円を、水戸放置自転車再利用促進実践会会長、久信田進様から10万円をそれぞれ交通遺児のために役立てていただきたいとの申し出により、御寄附いただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○田口委員長 次に、5項社会教育費及び第2表継続費補正について説明願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 続きまして、議案書②10ページ、11ページをお開き願います。

5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、水戸城大手門復元整備の実施設計が完了しましたので、水戸城大手門の早期着工と平成31年度の完成を目指し、水戸城周辺歴史的建造物整備事業費につきまして、2,080万円を増額補正するものでございます。内訳といたしましては、水戸城大手門の管理委託の建設事業委託料80万円と、建築工事などの工事請負費2,000万円でございます。なお、二の丸隅やぐらと土堀の整備につきましては、平成32年度の完成を目指し、現在、実施設計を行っているところでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

継続費についての調書でございます。第10款教育費、5項社会教育費、水戸城大手門復元整備事業につきましては、水戸城大手門の復元整備の工期が約30カ月を要する見込みのため、平成28年度から平成31年度までの4カ年継続事業といたしまして実施する予定でございます。水戸城大手門復元整備の総事業費は6億2,400万円、平成28年度の年割額は2,080万円で、総額に対する進捗率は3.3%を予定しております。

以上でございます。

○田口委員長 次に、第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、議案書①の67ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正の第1行目になります。子育て支援・多世代交流センター管理運営に係る債務負担につきましては、水戸市大町及び本町子育て支援・多世代交流センター2施設の指定管理に伴いまして、

その指定管理委託料を平成29年度から平成33年度までの5年間で総額3億7,920万円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。詳細につきましては、議案書②の12ページ、13ページを御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** 次に、議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明願います。

○**小山福祉総務課長** それでは、議案書④の15ページをお開き願います。

議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。内容につきましては、議案書⑤平成28年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、議案書⑤の10ページ、11ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉事業やふれあいの館運営管理に要する職員給与費、国民健康保険会計繰出金について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。また、社会福祉関係経費から生活困窮者自立支援事業費につきましては、水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、補正を行うものでございます。

以上でございます。

○**田口委員長** 2目障害福祉費について。

○**平澤障害福祉課長** 続きまして、2目障害福祉費につきましては、障害者福祉経費のうち共済費、賃金につきまして、職員の育児休業に伴い、臨時職員2名を雇用したため補正を行うものであります。また、障害者福祉経費からサン・アビリティーズ運営経費までの委託料につきましては、指定管理者の水戸市社会福祉協議会職員給与を市職員に準じて改正するため、補正するものでございます。

以上でございます。

○**田口委員長** 次に、高齢福祉費について。

○**谷津高齢福祉課長** 続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

3目高齢福祉費につきましては、高齢者生活支援事業経費及び高齢者福祉施設関係経費といたしまして、水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、所要額の補正を行うものでございます。また、介護保険会計繰出金につきましても、給与改定や人事異動に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○**田口委員長** 国民年金費について説明願います。

○**川津保健福祉部参事兼国保年金課長** 続きまして、4目国民年金費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴い、国民年金事務に要する職員給与費について所要額の補正を行うものでございます。

○**田口委員長** 老人ホーム費についてお願いいたします。

○**谷津高齢福祉課長** 続きまして、5目老人ホーム費につきましては、水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、所要額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○田口委員長 6目医療福祉費及び7目後期高齢者医療費について説明願います。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、6目医療福祉費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴い、医療福祉事務に要する職員給与費について所要額の補正を行うものでございます。

7目後期高齢者医療費につきましても、給与改定及び人事異動等に伴い、後期高齢者医療会計への繰出金について所要額の補正を行うものでございます。

○田口委員長 次に、2項児童福祉費について、1目児童福祉総務費について説明願います。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、給与改定や人事異動等に伴いまして、療育センター運営管理に要する職員給与費、児童福祉事業に要する職員給与費及び保育所入所事務に要する職員給与費をそれぞれ所要額の補正を行うものでございます。

○田口委員長 5目保育所費について説明願います。

○鈴木幼児教育課長 続きまして、5目保育所費でございますが、公立保育所に所属する職員の人事配置に伴う給与費、給与改定によるもの及び臨時職員の賃金等につきまして補正を行うものでございます。

○田口委員長 3項生活保護費について説明願います。

○斉藤生活福祉課長 3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、給与改定や人事異動に伴い所要額の補正を行うものでございます。

以上です。

○田口委員長 第4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について説明願います。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 続きまして、第4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、保健衛生事業に要する職員給与費につきまして、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。また、保健衛生事務費につきましては、職員の育児休業に伴い、臨時職員を3名雇用したため所要額の補正を行うものでございます。

○田口委員長 第9款消防費について説明願います。

○小泉消防本部参事兼消防総務課長 続きまして、26ページ、27ページのほうをお開き願います。

第9款消防費、1項消防費、1目常備消防費のうち職員給与費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴いまして、所要額の補正を行うものでございます。また、消防事務費につきましては、職員の療養休暇等により臨時職員2名を雇用したため、所要額の補正を行うものでございます。

以上です。

○田口委員長 第10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費について説明願います。

○三宅教育企画課長 続きまして、教育費を御説明いたします。

第10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局に所属する職員の給与改定及び人事配置に伴う給与費の整理並びに臨時職員の賃金等について補正を行うものでございます。

○田口委員長 6目総合教育研究所費について説明願います。

○小川総合教育研究所副所長 28ページ、29ページをお開き願います。

6目総合教育研究所費、総合教育研究所運営管理に要する職員給与費につきましては、給与改定及び人事

異動等による所要額の変更を行うものでございます。

以上でございます。

○田口委員長 2項小学校費及び3項中学校費について説明願います。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、小学校運営管理に要する職員給与費につきまして、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、中学校運営管理に要する職員給与費につきまして、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

また、中学校臨時職員等給与関係経費につきまして、嘱託員の報酬等について補正を行うものでございます。

以上でございます。

○田口委員長 4項幼稚園費について説明願います。

○鈴木幼児教育課長 続きまして、30、31ページをお開き願います。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、公立幼稚園に所属する職員の給与改定、人事異動に伴う給与の整理によるもの及び臨時職員の賃金等につきまして、補正を行うものでございます。

○田口委員長 5項社会教育費、2目図書館費について説明願います。

○五上教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長 続きまして、5項社会教育費、2目図書館費につきましては、図書館運営管理に要する職員13人分の給与改定及び人事配置に伴う職員給与費の整理によるもの、また臨時職員の賃金等について補正を行うものでございます。

以上です。

○田口委員長 3目博物館費について説明願います。

○白石歴史文化財課長 続きまして、3目博物館費につきましては、博物館運営管理に要する職員給与につきまして、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○田口委員長 5目少年自然の家費について説明願います。

○大澤生涯学習課長 続きまして、5目少年自然の家費でございますが、少年自然の家の運営管理に要する職員の人事配置に伴いまして、職員給与の整理により補正を行うものでございます。

以上でございます。

○田口委員長 6目大串貝塚ふれあい公園費について説明願います。

○白石歴史文化財課長 続きまして、6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、大串貝塚ふれあい公園運営管理に要する職員給与につきまして、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○田口委員長 7目みと好文カレッジ費について説明願います。

○大澤生涯学習課長 続きまして、32、33ページをお開き願います。

7目みと好文カレッジ費につきましては、みと好文カレッジの管理運営をする職員の人事配置に伴う職員給与の整理によるもの及び臨時職員の賃金等について補正を行うものでございます。

以上でございます。

○**田口委員長** 8目内原中央公民館費について説明願います。

○**龍田内原中央公民館長** 続きまして、8目内原中央公民館費でございますが、内原中央公民館運営管理に要する職員4人分の給与改定及び人事配置に伴う職員給与費の整理によるもの、また臨時職員の賃金等について補正を行うものでございます。

以上でございます。

○**田口委員長** 6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費について説明をお願いします。

○**鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長** 続きまして、6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、学校給食共同調理場運営管理に要する職員給与につきましては、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

また、学校給食共同調理場運営関係経費につきましては、臨時職員の賃金等の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○**田口委員長** 次に、議案第128号 平成28年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○**川津保健福祉部参事兼国保年金課長** 議案書④の19ページをお開き願います。

市議会議案第128号 平成28年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

国民健康保険会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から840万1,000円を減額し、予算総額をそれぞれ314億9,208万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、議案書⑤平成28年度補正予算に関する説明書により御説明をいたします。議案書⑤の44ページ、45ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。8款1項1目一般会計繰入金につきましては、給与改定及び人事異動等に伴い、その他繰入金について所要額の補正を行うものでございます。

10款4項6目雑入につきましては、臨時職員の雇用に伴う社会保険掛金でございます。

ページを返していただきまして、46、47ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、給与改定及び人事異動等並びに臨時職員の雇用に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

2項1目徴税総務費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** 次に、議案第131号 平成28年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○**荻沼介護保険課長** 議案書の④をお願いいたします。議案書④の25ページをお開きください。

市議会議案第131号 平成28年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

補正の内容につきましては、歳入歳出それぞれ804万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を213億2,580万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、恐れ入りますが議案書の⑤をお願いします。議案書⑤平成28年度補正予算に関する説明書70ページ、71ページをお願いいたします。

歳入における7款1項1目一般会計繰入金につきましては、介護保険事業に伴います職員の給与改定及び人事異動等に伴う増加額に対しまして、一般会計からの繰入金でございます。

ページを返していただきまして、72ページ、73ページをお開き願います。

歳出におけます1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険課職員につきまして、また3款1項1目二次予防事業費及び3款2項1目包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター職員についての給与改定等に伴う所要の補正でございます。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** 次に、議案第132号 平成28年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○**川津保健福祉部参事兼国保年金課長** 議案書④の27ページをお開き願います。

市議会議案第132号 平成28年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

後期高齢者医療会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額を29万7,000円増額し、予算総額をそれぞれ29億1,599万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、議案書⑤の平成28年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑤の80ページ、81ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。3款1項1目事務費繰入金につきましては、給与改定等に伴い、事務費繰入金について所要額の補正を行うものでございます。

歳出の1款1項1目一般管理費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴い後期高齢者医療事務に要する職員給与費について所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第103号 水戸市子ども発達支援センター条例について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○**田中委員** 水戸市子ども発達支援センターの設置・管理に関する条例ということです。心身の障害を持つ、あるいはその疑いのあるお子さんやその保護者の要望に応える施設になるのかどうか、求められる機能と役割を十分に果たしていただきたいと思うところですが、その辺がどういうふうになるのかということ



で、幾つかお聞きしたいと思います。

今回の条例で、事業が第3条でうたわれているわけですが、(1)で子どもの心身の障害に係る相談、(2)で療育指導の実施、(3)以降に児童福祉法や障害者総合支援法の関係でのさまざまな事業がうたわれているわけですが、これまでの療育センターで行われていたものが、恐らくこの(2)の事業になるのかなと思うんですが、今回(3)以降にさまざま規定されている相談、助言、情報提供というのがあるんですが、要するにこれまでの療育センターと、新たなセンターとの役割の違いには、どういうものがあるのか、主なものをお示しいただければと思います。

○田口委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

新たな施設では、これまでの療育センターの未就学児とその保護者に対する療育指導並びに言語指導に加えまして、条例第3条第1号でうたっております18歳未満の心身の発達に障害がある、もしくはそれが疑われるお子さんに対する相談をお受けしていくような形を考えております。

続きまして、第3条第3号におきましては、児童福祉法並びに障害者総合支援法に規定します障害福祉サービスに関します助言ですとか、情報提供を行ってまいります。

第4号におきましては、お子さんの心身の障害に係る支援に関しまして、教育機関並びに医療機関等と連携を深めまして、その情報提供並びに情報の共有に努めまして、連携をしていく予定でおります。

第5号に記載してございます事業といたしましては、お子さんの障害に関する啓発、これは保護者の方のみならず一般市民への啓発も含めまして、研修等を開催するなど理解を深めるための活動を新たに行っていく形でございます。

第3号に絡みまして、障害児の通所サービスの申請窓口を新たに子ども発達支援センターに設置をいたしまして、通所サービス事業を行っている事業所が現在市内に55カ所ほどございますが、そちらの事業所との連携によりまして情報提供ですとか、サービスの支給決定等を行っていく窓口を新たに設置していく方向でございます。

新たな機能としましては、以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

第2号の療育指導の実施というのは、これまでもやっていたし、今後もやるということなんだと思いますけれども、参照条文が参考資料のほうにありますけれども、法律の引用が裏面にあります。乳児、いわゆる満1歳に満たない者、それから満1歳から就学前までの幼児、それから就学してから18歳までの少年となるわけですが、この第3号の少年を新たな対象にするということなんだと思うんですが、これまで療育センターに来られるお子さん、保護者というのはどういう形でアプローチしてきたのかということを開きたいんですが、恐らく幼稚園や保育所、あるいは健診等で言葉の発達のおくれとか、そういったことでいらっしゃるのかなと思うんですが、それは今後も恐らく変わらないんだと思うんですが、今後もうちょっと大きいお子さんも対応するということになると、対応の体制として、例えば言語聴覚士さんとか社会福祉士さんとか、あるいは保育士さんなども必要なのかもわかりません。

先日、建築中の施設もちょっと見学させていただいたんですけども、相談室もふえるようですし、保護者が見守るスペースなんかも大分ふやして、非常に明るい開放的なところで、できたらいいなと思うつくりもあったんですが、そうなりますと、そういう体制もやっぱり拡充していくということがあわせて行われなといけないのかなと思うんですけども、その辺はどういうふう to 実施しようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 現在の療育センターにおきましては、保健センターで実施しております1歳6カ月健診の時点におきまして、発達につまずきがあると疑われるお子様に対しまして、療育センター等を紹介いただいて、通所につながるようなケースが大部分でございます。

今後、療育指導につきましては、そういった保健センターからの流れに乗りまして、引き続き継続をしていくような形を考えております。

それと、18歳までのお子様に関しましては、特別支援教育等を受けていらっしゃる方が多くなりますので、その特別支援学校等との連携を図りまして、助言並びに相談等を言語聴覚士等が受けていくような形を考えております。

また、小学校に設置してございます通級指導教室等とも言語聴覚士による連携を図ってまいりまして、そういった通所療育に関しましては、あくまでも就学前のお子様を対象になるんですけども、言語指導に関しましてはそういった通級教室を利用されているお子様に関しても相談並びに助言等を行っていく方向で調整をしております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

基本的に通所というのは、就学前であっても就学後であっても、恐らく毎日来るというふうではないんだらうと思います。その人の、お子さんの状況にもよるでしょうし。ですから、新たに学校との関係が出てきたり、特別支援学校とか、あるいは小学校に通われているお子さんもいるかもわかりません。そういう連携をぜひうまくできるように取り組んでいただけたらなというふうに思います。

質問は以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 議案第103号についてなんですが、今、田中委員さんのほうからございましたけれども、これから18歳まで支援の期間が拡充するということが、就学前から18歳まで継続的に効果的に支援をしていくことが非常に大事になってくると思うんですが、今お話がありましたけれども、これから未就学児から小学校、中学校、高等学校という段階になるわけですから、やはり学校等の機関との連携が非常に大事になってくると思います。今回第3条のほうでも、そういった関係機関との連携をしっかりとやっていくということでしたけれども、今ちょっと課長さんのお話の中で、いわゆる言語聴覚士さんとか、そういう専門職の方が学校とかと連携をとるということですが、専門職の方がそういった機関とうまくアプローチができるのかという部分でちょっと心配もあるんです。今いろいろ研修をやられるということですが、そ

れに対してそういうコーディネートをする役割とかは専門職以外の方がされるとか、そういうことは今のところ特に考えていらっしゃるんですか。

○田口委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

言語方面の専門的な指導になりますと、言語聴覚士が行っていくことにはなりますが、あわせて社会福祉士を増員する方向で調整を進めております。社会福祉士に関しましては、福祉全般にわたる知識を持っておりますので、そういった専門的なコーディネートを行うことに特化しておりますので、まずは社会福祉士が学校側との調整を図りながら、その上で言語について専門的な言語聴覚士を派遣してまいりましょう、そういった相談から専門的な指導へつなげてまいればと考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 やはり継続的な支援をしていくには、そういった丁寧な支援の仕方が必要だと思います。もちろん社会福祉士さんとか、こういった機関が新たにできますよということで学校側についてもやはりそういった理解をしていただいて、うまくその小学校であるとか、特別支援学校やいろんなところとの連携を図れるように、教育機関のほうでもしっかりとその辺の認識を持っていただいて、うまくその子どもさんを支援していく形をとっていただきたいなというふうに思います。やはりここが一番大事なかなと思います。今回、これまでの期間を延長して支援をしていくわけですから、やはりそれが継続的な支援につながるような、そういった体制を、これからスタートするわけですが、いろんなこれからの状況を見ながらさらに充実させていけるような方向を考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○田口委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今回こういうところが水戸市にできるということは、大変すばらしいことだと思っているんですけども、私たちが子どものときは余り発達障害というのはわからなかったんですけども、最近は多いなと思うんです。

今回、相談する、もしくはしたい方がかなり多いんじゃないかと思っていまして、心身の障害、もしくは軽度の発達のおくれや疑いがあるという方も含めて見ていただけるということなんですけれども、そういった方で、それによって例えばひきこもりになってしまったとか、そういうお子さんも中にはいらっしゃるかもしれない。それが原因なのかどうかわかりませんが、そういう子どもたちというのは、相談窓口として受け入れてくれるのかどうか。仮に結果が、発達障害ではありません、ただ、ひきこもりは続いていますといった場合というのは、その後どういうふうな対処というか、引き続きこういったところでやってくれるのか、それとも、しかるべき機関に移すのか、それを教えてもらいたいですけれども。

○田口委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

お子様に何らかのつまずきがあるということで、そのつまずきを取り除いて適切な成長を促していこうという取り組みが療育でございます。それによって、適応障害をなくして、御本人も含めて保護者の方の負担を軽減していこうという流れがございます。

一方で、なかなかそれがうまくいかず適応ができていく部分がございます、そういった意味でひきこもりになられるお子様の中にはおいでになります。ひきこもりに関しましては、こちらの子ども発達支援センターで直接取り組んでいくということはなかなか難しい部分がございます、やはり県の保健所と精神保健福祉センター等で取り組んでいる事業になりますので、御相談を受けた際には、そちらへ適切におつなぎしていくような形になりますので、直接こちらの子ども発達支援センターでの指導というのはなかなか難しい形になります。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

そうすると、その療育の観点からいっても、あくまでも発達のおくれ、もしくは疑いのある方を対象としているのであって、仮に、引きこもってしまったと、けれども別にそういった疑いがないとなったならば、しかるべき機関に相談を促すということですね。わかりました。ありがとうございました。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この子ども発達支援センターができることについては私たちも大賛成ですし、早くできてほしいなど、こんな思いでいますが、この施設は、いわゆる地域と連携し、その地域からいろんな形で見守っていただくと、こういうことが私は大事なんだというふうに思っています。

そういった中で、事業の中に地域との連携事業とか、それから地域の意見を聞く、そういう機関の設置、こういうふうなことをお考えいただいているのかどうか、お聞きします。

○田口委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

場所が常磐市民センター跡地に移転が決まる前の段階から地元のランド常磐の会さんを初め関係者の方々とお話をさせていただく機会を持っております。現在も御理解をいただいて、地域交流スペース等を設けるような形で施設設計を行ってまいりました。

具体的に今後の地域交流につきましては、ランド常磐の会さんとさらに話し合いを深めまして、具体的な施設をお使いいただく方法ですとか内容については今後さらに詰めてまいりたいと考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この施設というのは、特に過敏な子どもさんたちが多くお集まりになる。そうすると一般の方と交わるということは大変大事なことなただけけれども、現実の問題として、やっぱりそういう方たちとは一線を画したいという、そういうお子さん方もいる。そういう中でランド常磐の会を初めとした一般の市民が出入りすることについては、十分に注意をするというか、入ってこられる一般の方々の気持ちというか、考え方というか、こういう施設に相当理解のある方でないと、ややもすると何か傷つけるような言動があったり、そういうことになりかねないと、こういうことにもなります。

ほんのささいなことで精神的に不安になってしまう方たちも多いわけですから、ぜひその辺については運営委員会なり何なり——そういうものができるのかわかりませんが、そういう中で子どもたちの生活に支障のないように、そして子どもたちが特異な目で見られることがないような形の支援をぜひ地域と一緒に

に心がけていただきたいと、このように思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第103号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第104号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 これはマル福の所得算定、いわゆる支給制限の制度があるので、その算定の仕方を変えるということなんだろうと思うんですが、それでいいのかということと、それから株式関係の変更ということなんですけれども、よくわからないんですが、この一般株式等と上場株式等に分けることによって、これまで非課税だった方が課税になるというようなことで大枠は理解していいのかということについてお聞きしたいのと、これによって影響を受ける方は、今の時点でわかるのかどうかということもお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、これまで株の譲渡につきましては、株式等ということで一つのくくりになってございましたけれども、それを一般の株式等と上場の株式等に分けて、より一般の方がわかりやすい税制にしたというようなことで聞いてございます。

それから、2点目の今回一般の株式等と上場の株式等に分かれることによって所得がふえる可能性があるかという御質問につきましては、今回の区分が新たに分けられたことに伴いまして、これまで非課税だったものが課税されることになるものがございますから、内容によりましては、所得がふえる方がいらっしゃると思います。

続きまして、実際に今回の改正に伴いまして、影響を受ける人がどのぐらいいるかということでございますけれども、ただいま御説明したとおり、これまで申告の必要がなかった所得を所得に含めるということでございますので、これまでのデータがございませんので、どれぐらい該当者がいるかということについては現在把握できておりません。

以上でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これは課長に聞く話じゃないのかもわからないんですけども、一般の株式等と上場の株式等という御説明をいただいたんだよね。上場の株式というのは恐らく日経平均がどうのこうのとか、あその表に載っているものを言うんだと思うんだけど、一般の株式というのは、非上場の株式で、例えばおやじから子どもに株が受け継がれたとか、これというのは申告制なので、その辺の見きわめというか、その株式の原価、これというのは相当難しい範疇だと思うんですけども、そこはどこがどんなふうにするんですか。

ごめんなさい。課長に聞く話じゃないと思ってはいるんです。ただ、今一般の株式と上場の株式という御説明をいただいて、恐らく一般の株式というのは非上場の株式を言っているのかな。もともと株価というのは額面を割っているか割っていないかだと思うんですよ。要するに個人商店——私も一時株式会社を営し

ていた時期がありますから、そうすると、おやじから受け継いだ株がたまたませがれの株になって、そしてその会社がもうかってももうからなくても、幾らの株を何株持っているよみたいな話になる。それが一般の株式だとすると、その査定というのは、逆に言うと、売り上げ利益のいわゆる経常利益から資産勘定まで含めた財産を株式に換算したときに、あなたは幾らもうかっていますよねというようなことになるんだと思うんです。そうすると、今の話だと、毎年やらないとおかしいよね。その辺がちょっとよくわからないんですが、突然の話なんで、わからなければわからないで結構ですから、後で調べますんで、すみません。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

まず、上場株式と一般株式に分かれましたけれども、一般株式等に含まれるものとしたしましては、今、袴塚委員さんが言われたように未公開株式のほかに私募、小規模の募集に伴う株式の投資信託、あるいは一般の公社債投信などもこれらに含まれるということになってございます。さらに、今言われました未公開株の所得の把握につきましては、基本的には親子間でも譲渡という手続を踏みますので、当然、例えばお父さんが息子さんに譲られた場合には、お父さんに所得が発生することになるかと思うんですけれども、お父さんが得た、あるいは株式を発行したときの価格を息子さんに売ったときの価格から差し引いた残りが譲渡所得になるというようなことでございますので、袴塚委員さんが言われたように毎年経営状況の内容に基づいて申告するというようなことではないかなというふうに考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の説明だと、要は譲渡されたときにどうなのかということですよ。そうすると、一般の個人商店の場合、恐らくマイナスだと思うんですよ。土地がふえているわけでもないし、資産勘定がふえるわけでもないし、おやじがやっていた商売を営々とつないでいくという、そういう形になると、よその店はわかりませんが、少なくともうちの店は、おやじが発行した株式からいうと、私が受け継いだときはマイナスでした。それはなぜかという、土地をふやしたり、営業成績を上げていくのは非常に難しいですよ。そうすると、それはそのときに受け継いだときのマイナスがあったとすると、公開株式のマイナスと相殺されるんですか、それとも一般株式のマイナスはマイナスのまま、公開株式で100万円もうかれば、その100万円に対して課税がかかるよと、こういうことなんでしょうか。

これで、終わりですから。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 袴塚委員の再度の御質問にお答えいたします。

上場株式の譲渡所得と一般株式の譲渡所得の間での通算ができるかと、損益の通算ができるかというような御質問かと思いますが、その間での損益の通算はできない形となっています。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 引き続きなんですけれども、まず、上場のほうなんですけれども、東証の一部、二部とかナスダックとかいっぱいありますよね。あれはもう全てにおいて上場——何が言いたいかという、東証とかああいうところだと一定の安定的な大きな会社の株をやっていますけれども、非常に不安定性の高い株もあるわけです。そうすると、まずどのぐらいまでがいわゆる上場の範囲なのか。

どこまでを対象としているのか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 木本委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと、具体的な機関は私もお調べしていませんけれども、上場株式といたしましては、金融商品取引所、今委員さんが言われたのも多分入っているかと思うんですけども、そこに上場されている株式ということで規定されてございます。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

この条例はいつからでしたっけ。次、聞くときには、わかってくるのはいつぐらいになるのでしょうか。

〔「7月1日だよ」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 そうすると、7月1日から施行されるということは、わかってくるのはいつごろか教えてください。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 地方税法上は平成29年1月1日から住民税上は対象になります。マル福については、住民税の所得をもとに対象者の判定をしております。その住民税の所得が確定するのが6月でございますので、マル福については7月から判定の切りかえをするということで、今回施行期日を平成29年7月1日にしたものでございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第104号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第108号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑のある方、発言願います。

田中委員。

○田中委員 似たような改正理由であるんですけども、今度は国保税のほうで、施行期日は平成29年1月1日になっているんですけども、その理由は何かということと、それから国保税の所得割に影響が出るということなんだろうと思うんですけども、主な改正内容の(1)で、先ほどの説明だと、たしか株式の配当所得に利子所得を加えるということになるということは、これまではそうでなかったということなんだろうと思うんですけども、つまりはその所得がふえている人について見れば、当然所得が上がりますから、所得割分がふえるということになるということではないでしょうかというのが2つ目。

3つ目は、(3)のこれまた非常になじみのない法律の名前が並んでいまして、その外国居住者の関係ですけれども、この外国居住者等というのは、つまり日本人で水戸市民なんだけれども、外国にいる人が外国で利益を得た場合のことなのではないでしょうか、それとも逆なのではないでしょうか。具体的にどういう人が対象になるのか。外国というのはどこの国のことなのかということもあるのですが、お聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、施行期日が平成29年1月1日となっている理由でございますけれども、国民健康保険税につきましては、住民税の所得を用いて所得割を算定することとなっております。今回の地方税法の改正につきましては、平成29年1月1日が施行日というふうになってございますので、地方税法の施行日に合わせて国民健康保険税条例の改正の施行も同日に合わせたということでございます。

2点目が、配当所得に利子所得が加わることによって所得がふえることになるのかというような御質問でございますけれども、今まで申告の必要がなかった利子所得等が今回申告することも可能ということの規定が加わった関係で、該当する利子所得を申告した場合にはその所得が利子に加わりますので、その方については所得が前年よりふえるということがあるかと考えます。

3点目の資料の2、主な改正内容の(3)にあります外国居住者等というのはどういう方かということでございますけれども、外国居住者につきましては、非居住者の方で外国の法令において、当該外国に住所を有し所得税等を当該外国において課税されている方ということで規定されてございます。

今回の改正によりまして、改正でお示ししてございます利子所得、あるいは配当所得の課税の対象となるのはどのような方かというような御質問もあわせてあったかなというふうに思いますが、この今回改正された法律におきましては、日本の居住者の方が当該外国に所在するものを通じて、国内において支払いを受ける利子あるいは配当について非課税、あるいは軽減しますというような規定があるわけでございますけれども、今回の国保税条例においては、この所得について、国保税については所得割の算定にするというような改正を行ったものでございます。

外国はどこかということでございますけれども、今回の法律の改正の前提となりましたのは、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために日台民間租税取決めというのが締結をされました。それに伴い、その内容を実行するために法律が改正されたということでございますので、現在のところは台湾の方を対象とした法律となっております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 先ほどと同じような質問で最後なんですけれども、そうしますと、これまでは申告の必要がなかったものなんで、どれだけ対象になるかというのは、もちろんまだこの件についてはわからないということよろしいのでしょうか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましても、現在対象となる方がどのぐらいいるかということは把握できない状況でございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第108号についての質疑を終わります。

次に、議案第109号 指定管理者の指定について（子育て支援・多世代交流センター）について、質疑のある方、発言願います。

田中委員。



○田中委員 今後5年間「わんぱく・みと」、「はみんぐぱく・みと」の管理者をシルバー人材センターに指定するというところでありますが、参考までに、これまで利用者数というのは恐らく伸びてきているんだろうと思うんですけども、どうなのかということと、その利用している中で、業者さんなどからどんな要望等が寄せられているのかお聞かせいただきたいというのが1つ目です。

それから、2つ目は先ほど請求資料に基づいて御説明いただきました提案の内容ですとか経費縮減額ですとか応募団体が出てますが、審査の内容のポイントは最後に御説明があったんですけども、主にどういうところに差があったのかということを知りたいんですが、2番の経費の問題は出ていますけれども、それ以外に、何かシルバー人材センターの提案したもののほうがよいという判断があったのであれば、その辺の内容についてもお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の利用者数の推移というところかと思いますが、平成24年度の指定管理の初年度の年間利用者数が2施設合計で8万1,494名だったところ、27年度実績が9万4,954人と毎年増加している状況でございます。

また、2つ目の利用者の要望ということでございますが、毎年施設利用者に対するアンケートを行っておりますが、大変満足している、満足しているという比率は、いずれも90%を超えているという大変高い満足度をいただいているところでございますが、そういった中でも要望、希望として上げられますのが、やはり駐車場の台数のところになってございます。運営の中身につきましては、おおむね評価をいただいていると考えております。

それから、3点目の審査結果の主な差というところでございますが、コストのところでは差があるほかには管理を安定して行う能力の部分で、例えば経営の安定性、財務諸表のバランスですとか、指定管理実績等で差がついているというところがございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

ぜひこれまでの高い評価が継続して、もっと利用者がふえるように取り組んでいただきたいと思いますが、主なサービスの維持・向上策というところから出ていた子育てボランティアの養成講座の充実というようなことだとか、高校生、大学生のボランティアとか、保育所との連携というようなことで地域やそういう関係機関との連携を強めれば強めるほど、利用者はふえるだろうというふうに思うんです。

そうなった場合に、駐車場の問題というのは、特に「わんぱく・みと」のほうですか、出てくるのかなというふうに思うので、その辺はやっぱり現状のままですと、ずっと要望が出続けるということにならざるを得ないのかなと思うんですが、何らかの対策といいますか、そういうことも今後検討していくべきなんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその点はシルバー人材センターと、今後の運営についてもぜひ情報交換をより密にしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 議案第109号についてでございますが、今回この大町と本町の子育て支援・多世代交流センターの指定管理者がシルバー人材センターに決まりましたということですが、これまでシルバー人材センターでは、両方の施設を指定管理者として管理してきたということで、それなりの実績があるかと思えます。そこも一つ評価されたところだと思います。今もございましたけれども、これまで5年ないし本町のほうは若干期間は短いのですが、指定を受けていたということで、これまで指定管理者として取り組んだ事業に対しての行政側の評価というんですか、それはどういったものであったのかということですね。ある程度この事業評価というのは継続的な年数で見ないとわからない部分もあったと思うんですが、5年なり取り組んできた指定管理者の事業評価というものは、どういったものであったかということをお聞かせください。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

市としてのこれまでのシルバー人材センターの運営状況の評価といたしましては、やはり条例に沿った事業展開という中で、子育て支援を中心としますが、多世代交流の取り組みを進めてきたこと、それからボランティアの活用という形で市民全体で子育てを支援するという姿勢で、登録ボランティアとして託児つき講座のボランティアや講師となつていただくボランティアの方をどんどん活用してきていただいていたということ、後は内容としては日々のかかわりの中で利用者目線に立った子育て支援という視点でのサービスを丁寧に行ってきたということ、相談業務もそうですし、日々の声かけ等も、時折見させていただく中で、非常に温かい環境のもと、利用いただいているというようなことが評価としてございます。

今回の候補者の選定に当たりましては、これまでの管理実績の年数ですとか、そういったものは当然考慮してございますけれども、新規事業者の参入を阻害することがないように、これまでの市とシルバー人材センターとのかかわりとは別な形の観点で、これからどうしていくかというような視点で評価をしてございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 ある程度、これまでがしっかりと評価されてきたということですね。やはり施設の目的でございます子育て支援と多世代交流、この2つですね、市が目指しているその事業に対してしっかりと取り組んでいくのか、また実現していくのかということが、この指定管理の大きなポイントになってくるかと思えます。また、そのほかには利用者の満足度であるとか、また先ほどもありましたけれども、利用者数が実績としてしっかりと増加していくのか、こういったところも見えていかなきゃならない。それと、やはり一番大事なのはサービスの向上だというふうに思っています。単純に経費節減とかそういう視点ではなくて、やはり利用者にとって、使う方にやっぱり納得していただく、満足していただく、そういったサービスがこれからも提供していただけるのか、充実していただけるのかというのは非常に大事になりますので、やはりそういった視点でこの指定管理者が今回も選ばれたんだというふうに思っていますので、ここをしっかりとこれから指定期間の間に取り組んでいくわけですね。やはりそういった管理はしっかりと行政側で行っていく、また評価もきちんと行っていくというのが大事になるというふうに思います。

その点をこれからの指定期間の中でしっかりとやっていただきたい。また、管理者に対してやはりそう

いったサービスをどんどん提供していこうという動機づけをしていかなきゃならないと思うんです。それが行政側の役割だと思うんです。そういったものに対して、行政側としてどういうふうにサービス向上を図るための動機づけを行っていくのか、この点をお聞かせください。

○田口委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 今後のサービス拡充、さらなる利用者増に向けた取り組みといたしましては、指定管理者と市とが連携をさらに強固にしながら、そしてネットワークの構築という意味でも指定管理者に任せるのでなく、市としても子育て支援の施設、資源を最大限に活用しながら取り組んでいくということが一つでございます。あとは、新規の利用者を取り込むという意味では、やはり施設に立ち寄らない方々に対して、地域の方々のお力をいただきながら、施設にはこういう機能があって、お家にいないでここに来れば相談ができるというような、例えばそういったことで、きめ細かなサービス提供ができるように連携していきたいと考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 そういった行政のほうでしっかりとかかわって、どうしても指定管理が長くなってきますと、そういうモチベーションというのは低下していく部分もあるので、そこをしっかりと管理していくのが行政側の役割だと思いますので、そういったモチベーションをしっかりと持って、サービス向上、質を上げていくような取り組みをしていけるよう、指定管理者を促していける取り組みをあわせてお願いしたいと思いません。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第109号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第113号 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事請負契約の締結について、質疑のある方、発言願います。

田中委員。

○田中委員 6月に中学校校舎が新しくできたということで、見学をさせていただいたんですけども、非常にきれいで明るくて環境としては最高だと思って帰ってきました。一方で隣の小学校に行きますと、別世界といいますか、大変古くて早く改築してあげたらいいなと思って帰ってきたんですけども。

今回体育館ですので、それに絡んでちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの学校施設課の資料の2ページ、3ページに改築前配置図と配置図というのがありますけれども、どちらの体育館も古いわけですけれども、中学校は武道場が取り壊されたために、柔道部が使う畳が体育館の隅のほうに平積みになって使っていたり、その関係で中学校のバレー部は小学校の体育館を借りてやっているというようなことであります。どちらも残したまま新しいものができるまでは使うということのようなんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。つまり体育とか、部活とか、あるいは少年団とかいろいろな利用がされているので、それは基本的に存続されたままというようなことで理解してよろしいのかという点と、工期についても、ちょっと先ほどおっしゃったように思いますが、お示しいただきたいと思いません。

それから、平面図が出ていますけれども、4ページ、5ページです。私が行ったのは中学校だったんですけども、この中学校側からと小学校側からのアプローチというのは、何か敷地に段差があったので、そういう影響なのか、これは階段ですか、スロープですか、何か中学校側からはあるようなんですけども、構造上どういうふうになっているのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1つ目、既設の体育館の存続についてでございますが、現在ございます中学校の体育館、小学校の体育館のどちらについても今回の新しい体育館ができ上がるまでは存続してございます。体育の授業等も今後も存続できるという状況でございます。

続きまして、2点目、工期でございますが、今回の屋内運動場の工期といたしましては、約420日という形で計画しておりまして、今定例会の終了後の契約から420日ということでございますので、平成30年2月には完成というような形で考えております。

3点目、小学校、中学校からの体育館へのアプローチでございますが、先ほど説明いたしました参考資料5ページの2階平面図を再度ごらんいただきたいと思っております。右側の小学校については高低差はほぼございませんので、3階の校舎から直接アリーナへ進入するという形でございます。左側の中学校に関しては、出入り口から上と下側に線が引いてございますが、こちらの部分は高低差約1メートルございますので、スロープでアリーナのほうへ入っていくと。上下に分かれまして入っていくというような形で計画しております。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 小学校も中学校も3階なんだけれども、中学校側はスロープがあるということでもいいわけですね。

それで、これは学校施設課さんに聞く話じゃないのかもしれないのですが、共用して使うということになると、運用上の課題もあるのかなというふうにも思うんですけども、例えば入学式とか卒業式は小学校と中学校でずれていますけれども、体育の授業とかは小学校は45分で、中学校は50分だとかというようなこともあるんだと思うんですよ。ですから、この配置図だけで見ても現況よりは相当大きな体育館になるというふうには思いますが、その辺は今後調整をされていくのかどうかはいかがでしょうか。

○田口委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校、中学校での共用ということでの内部の調整関係でございますけれども、見ていただきました2階平面図のアリーナの部分の中央に点線がございます。こちらのほうはアリーナの部分に関しまして、2分割、この図には書いておりませんが、場合によっては3分割というような形のネット関係を準備しております。そちらの中で小学校、中学校での調整をしながら、全体を使っていくというようなことで現在計画をしております。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 実際にはでき上がった後の運用はもう少し先ですけれども、ぜひ調整はしていただきたいと思います。それで、もう一つは、見に行ってみて感じたことで、直接その工事契約そのものにかかわるかということ、そうでもないんですが、関連工事として、先ほど児童の安全確保というお話がありましたが、私が行って驚いたのが、小中学校が大体くっついていて、小学生の下校時には中学校の敷地を通る子もかなりいるし、逆もたくさんいらっしゃるということで、この配置図でいうと妙雲寺さんがせり出している部分を児童が行ったり来たりしていました。その通路が工事の関係で非常に狭いということと、その影響かわかりませんが、中学校のグラウンドは、雨の後だったので、大分水たまりがあって、水はけが余りよくない状態にあるのかなと思うんですけれども、今、中学校の外構工事とかをあわせてやっているようなんですけれども、そういった安全対策はもちろんなんですけど、工事が終わるまでまだ相当期間があるんで、その利便性という点についても、一定の対応策が必要なのかなとも思ったんですけれども、その辺をどういうふうにお考えなのかというのを聞きたいというのがあります。

それから、もう一つは、これは工事が完了していないからなのかわかりませんが、樹木が、結構高木がたくさん学校の校庭にあって、中学校とか小学校、お寺さんのものなのかわかりませんが、相当地陰になっていたり、枝が落ちていたりというようなことがあるようなんですけれども、日照確保の点でいうと、小学校校舎のちょうど南側にそういう樹木が結構あったようなので、その辺の対応も今後必要なのかなと思うんですけれども、その辺を何かお考えであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

当然工事をやっていく上で、児童、生徒の安全性を確保するということが絶対のことです。そのような中で多少なりとも狭い部分を子どもたちが通っているというようなことはございますが、その中でも安全な通路等が確保できるよう工事の中で十分なものを確保していきたいと思っております。

先ほどの妙雲寺との間の部分を子どもたちが相当通っているということですが、そういう部分に関しましても、今後、外構工事の設計の中で十分な通路の幅、安全性の確保というようなものを地元の方とも御相談しながら、十分なものを確保していきたいというふうに考えております。

続きまして、樹木の関係でございますが、今お話したとおり、外構工事の中で樹木関係の整理及び隣接地のものに関してはちょっと難しさはございますが、隣接地の方とも十分協議できるような体制をとっていきなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 ぜひ、安全とともに利便性も確保するような形でやっていただきたいなというふうに思います。学校現場もいらっしゃいますので、早い完成を望んでしっかり工期どおりの完成に努めていただきたいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 今回かなり立派な屋内運動場ができるということで、小中学校で共用なので、規模的にはかなり大きいんですが、この図面を見まして、1階平面図と2階平面図と立面図ということでありますけれども、この1階の平面図なんですけど、1階の部分に武道場や調理室が入るということで、ちょっと変わったレイアウトなのかなと思うんですが、1階部分が平面図でしかちょっとわからないんですが、ここに武道場、調理室と駐輪場を設けると。また、ちょっと空間がありますよね。全体の外側を覆うように空間があるんですが、ここはどういった空間なのか、単なる空間なんですか。

○田口委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

1階部分でございますが、武道場、駐輪場、給食室以外の部分で四角い形で描いてございます部分はピロティの部分でございます。2階を支えるための柱が描いてございます。そちらの部分に関しましては、今後の利用の中では、特別のもの利用は考えてはございませんでしたけれども、現実のお話としまして、中学校での部活等で雨の場合の利用とか、そういうものも考えられるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 構造上、こういうスペースができたんでしょうけれども、柱があつて、なかなか限定的な使い方になるかと思いますが、そういう検討もされているということであれば、空間の有効的な活用の仕方としてはいいのかなと。その辺も今後の検討になると思うんですが、あと、今回2階がアリーナということで、1階に武道場がありますけれども、屋内施設ということで、災害時の避難所ということになるかと思うんですが、2階が主なスペースになるかと思うんですが、例えば高齢者であるとか、障害を持っている方がそういう避難所を利用するケースもあると思うんですが、そういったことに対するこの施設自体の配慮というか、そういったところはどういうふうになっているんでしょうか。

○田口委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

大変見づらくて申しわけございませんが、1階平面図の1番上のほうをごらんいただきたいと思います。階段の脇にEVというのが書いてございます。こちらにエレベーターの設置がございまして、避難所となった場合もこちらのエレベーター等で2階へ上がれるというような形になっております。あわせて、小学校及び現在でき上がっております中学校にも車椅子対応のエレベーターが設置されております。

以上でございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

最新の施設ということで、そういうところも十分配慮されているんだということですね。ただ、エレベーターなんか例えば停電の場合は使えないという場合もありますね。2階をそういうスペースで使うわけですから、その対応をどうしていくのかとか、そういう細かい部分もやはりこれからの施設利用の中で考えていただければなというふうに思います。

今回大きくレイアウトを変更してこういった形の運動場、また今後も校舎の整備が始まっていくわけですから、しっかり安全性を確保しながら進めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第113号についての質疑を終わらせていただきます。

袴塚委員。

○袴塚委員 スタートのときに、今日は質疑ということで、私たちも同意させていただいたんですが、よく考えてみますと、これから特別委員会が2つあるということで、何時までかかるかという部分の読みがなかなかしづらい委員会が控えていますんで、今日はこの程度で質疑を終了させていただいて、明日質疑をさせていただいた後に採決をしていただくと、こういう形になりますと、執行部の皆さん方も午後からの仕事に支障なく、待機することもなく、円滑にいくかというふうに思いますんで、皆さんにお諮りをいただいて、お決めいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○田口委員長 それでは、ただいま袴塚委員のほうから御意見がございました。

この後、特別委員会があるということでもありますので、議案第115号から議案第132号までの質疑につきましては、明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上をもちまして文教福祉委員会を散会します。

午後 零時 3分 散会